



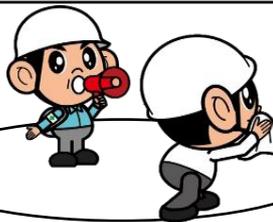
オンラインで

社内のメンタルヘルス・健康づくり教育をしませんか？

# オンライン 講師派遣 実施



- ・実習も可能！！
- ・画面越しでも  
分かりやすい！



- ・経験豊富な講師陣
- ・バリエーション  
豊富なプログラム



- ・全国各地での  
実績多数

## 研修の企画から運営までトータルサポート

### 【お問合せ先】

中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター  
健康快適推進室

Tel 06-6448-3840 Fax 06-6459-4195

<https://www.jisha.or.jp/health/lec/index.html>

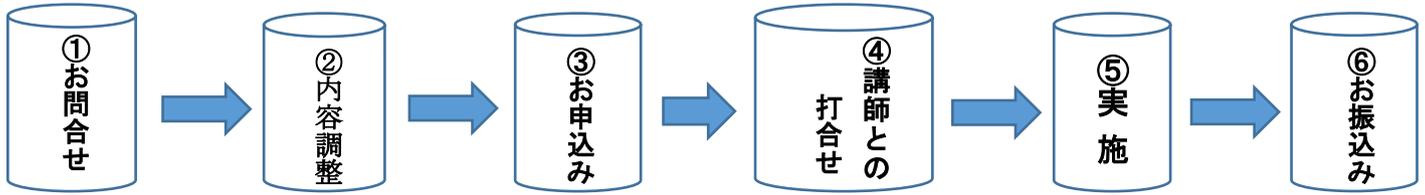
手続きの流れや料金については裏面に記載！！



テレワーク中でも  
便利に受講！！



## 申し込み手続きの流れ



### 派遣料金 (派遣講師 1 名・税込)

内 容	時間	中災防賛助会員 (本体価格)	一般 (本体価格)	中小割引サービス適用事業場 ※下欄の説明をご覧ください。	
				中災防賛助会員	一般
講 義 実 習	1 回 90 分まで	82, 500円 (75,000 円+税 10%)	99, 000円 (90,000 円+税 10%)	57, 750円 (52,500 円+税 10%)	69, 300円 (63,000 円+税 10%)
	90 分を超え 30 分ごとに	27, 500円 (25,000 円+税 10%)	33, 000円 (30,000 円+税 10%)	19, 250円 (17,500 円+税 10%)	23, 100円 (21,000 円+税 10%)

### その他

教 材 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料の教材(中災防ヘルスアドバイスサービス、当協会の図書など)を使用する場合は、送料を含む実費を申し受けます。</li> <li>(参考図書例) 多数ございますので、派遣講師にご相談ください。</li> <li>・ストレスと上手につきあう(定価 275 円) ・げんきな職場づくりガイド(定価 418 円)</li> <li>・部下を持ってからの職場のメンタルヘルス(定価 418 円)</li> <li>・こころのリスクマネジメント 管理監督者向け(定価 608 円)</li> <li>・100 年ライフ 安全・健康に働く②働く高齢者のからだの変化 どう対応する?(定価 242 円)</li> </ul>
割増料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン会議システム・TV 会議システム等使用するときは、中継先事業場ごとに料金を加算(概ね派遣料金の 10%)を加算いたします。詳しくは、お問合せください。</li> <li>・個別の研修を企画・調整する場合には、企画調整料を加算いたします。詳しくは、お問合せください。</li> <li>・内容によっては、使用するテキスト、資料等の教材費を請求させていただく場合があります。</li> <li>・休日(土日、祝日)及び時間外(8:00~18:00 以外)の派遣は、派遣料金の30%を加算します。</li> <li>・内容、受講者数等により補助要員を必要とする場合は、補助要員1名につき上記料金の半額を頂戴いたします。</li> </ul>
取消料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日から起算して7日前から実施日前々日までは30%、前日以後は100%の取消料を、申し受けます。</li> </ul>

### ※令和4年度中小規模事業場安全衛生活動割引サービスについて

- 中小規模事業場安全衛生活動割引サービスでは、常時使用する労働者の数が300人未満の労災保険適用事業場について、研修に参加される方の参加費や、講師派遣料が割引されます。
- ◎お申込みの際に、割引サービスの希望を明記してください。
  - ◎割引サービスを初めて利用される場合は、直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)」(労働基準監督署の受付印が入っているもの)の写しを申込書に添付してご提出ください。  
※郵送等で申告をされ監督署の受付印がない場合は、銀行の領収印が入った「納付書・領収証」の写しもご提出ください。
  - ※労働保険関係業務を労働保険事務組合に委託している場合は、直近の労働保険料の確定に用いた「労働保険料算定基礎賃金等の報告」と「労働保険料納入通知書」の写しをご提出ください。
  - ◎すでに割引サービスを利用され労働保険申告書の写しをご提出いただいている場合は、申込書の所定欄に労災保険番号をご記入いただければ結構です。
  - ◎本割引サービスをご活用いただいた受講者又は事業者等に対して、アンケート調査を実施いたしますのでご協力ください。
  - ◎割引サービスの利用において、不正または虚偽が判明した場合は、事業場への割引料金の適用を取り消し、割引額の返還を求めることがあります。